

元の職場に戻れた！ 転籍強制を跳ね返す大きな勝利！

日立戸塚事業所（TN事）に働く田中さんは、9月に横浜地裁へ「転籍強制禁止の仮処分」を申し立て、来年1月から元の品質保証部の業務に戻れることになりました。

田中さんの

「転籍強制禁止の仮処分」

申し立て後の動き

田中さんの「転籍強制禁止の仮処分申し立て」で会社は申し立てられるとすべしJBSへの出向を解除して田中さんを日立に戻し、田中さんは転籍を強制されることなく、日立社員の地位を確保できました。

ところが会社は、「転籍に同意しない社員」の見せしめとして、戸塚事業所閉鎖の産業廃棄物処理の仕事に来年3月まで田中さん1人「応援」するよう命じました。これに対し田中さんは、「業務命令権を濫用した会社のパワハラだ。自分の本来の仕事に戻すべきだ」と、審尋（※）で裁判官と会社側に訴えました。

すると会社は11月24日、田中さんに、今の応援の仕事は12月いっぱいまで終了し、1月から元の品質保証部の職場で働いてもらう、という示達をしたのです。

意に反する転籍を拒否

ついても日立の正社員として

適切な仕事が確保できる

裁判審尋（※）で、会社は「転籍同意を求めたことはない」とし、そのような事実がない。したがって、この申し立てを棄却すべきと裁判所へ上申していました。

しかし、会社の答弁とは異なり、田中さんの職場の41名の方たちの働いてきた業務はすべてBSに移管されました。そのうえで、転籍に応じない場合は「あなたの仕事はない」などと不安に追いやられ、やむなく、「出向後転籍という条件に同意させられている」と田中さんは主張しました。

意に反する転籍は拒否しても、日立の正社員としての地位を維持し、適切な仕事が確保される、当たり前のことですが、田中さんの勇気あるたたかいは、このこと

を実現したのです。大変大きな成果です。

日立は「転籍の強制はない」といつ内外への表明を守れ

12月5日、裁判所で、田中さんの側は「転籍には強制的に同意を求めないことを確認する」とした「和解協定書」を提案しました。会社は書面では残せないと拒否しましたが、田中さんは、自分の要求が解決したので、訴えを取り下げました。

日立は朝日新聞の取材に、「転籍の強制などはなかったと認識している」と答えました。「転籍の強制はない」と内外に表明したのだから、今後日立は責任をもってこのことを実行しなければなりません。

田中さんのかちとった

大きな成果を生かして

リストラを跳ね返そう

日立は、2018年中期経営計画で営業利益10%をめざしており、営業利益5%以下の事業部は撤退、縮小の対象とされています。今後も事業の売却、子会社への移管などで利益追求を進めようとしています。

日立とグループで働く人の仕事と生活を奪うこのようなりストラ攻撃を跳ね返すために、「日立リストラかながわ対策会議」に加入している弁護士と田中さんがかちとった大きな成果を活かして、たたかっていきましょう。

（裏面に、朝日新聞、神奈川新聞の報道記事あり）

※審尋（しんじん）とは
裁判所で口頭弁論の形式によらずに、当事者その他の者に個々の、書面または口頭で陳述させること。

職場復帰
おめでとう！



発行 日立リストラかながわ対策会議

〒142-0043 東京都品川区二葉 2-20-8 2F
Tel:03-6421-5323/Fax:03-6421-5324
<http://hitachi-risutora-kanagawa.blogspot.jp/>

日立による大リストラから

雇用と暮らしを守るために力を合わせよう！



新リストラ防止5ヶ条

グループ外への「異動」＝解雇や遠隔地への異動などを言われたら、次の5ヶ条で、日立をやめずに日立で働く意思をはっきり伝えてがんばりましょう。

- ① 「私は日立をやめません。日立に残ります」とはっきり言いましょう。あなたの働く職場はない、と言われたら、「会社の責任で、通勤可能な私の職場をつくるか、探すか、してください」と言いましょう。
- ② 本来会社は、退職強要ができません。あなたが折れるのを待っているのです。家族の顔を思い浮かべてがんばりましょう。
- ③ 少々のプレミアムがついても、やめてしまうと過酷な日々が待っています。いまががんばりどきです。
- ④ 「やめません」と態度を明確にしているのに、さらに面談を強要するのは法律違反。きっぱり断りましょう。面談を強要されたら、「メモ・録音します」と宣言しましょう。
- ⑤ 困ったときは、一人で悩んでいても解決方法は見つかりません。まずは、相談しましょう。

※日立リストラかながわ対策会議のHPから、田中さん・村田さんへの激励やご意見をお寄せください!

ひとりで悩まず
相談を!

<朝日新聞・神奈川新聞にも「勝利」報道される!>

2016年12月6日「神奈川」23面

**日立と男性社員
職場復帰を
条件に決着**
仮処分申請

正社員として勤務する日立製作所から意に反する関連会社への転籍を強要されたとして、横浜市の男性(57)が転籍の強制禁止を求めた仮処分の申し立ての和解協議が5日、横浜地裁で行われた。来年1月1日までに男性を元の職場に戻すことなどを条件に男性が申し立てを取り下げた。男性側の主張にほぼ添う形で決着した。

日立製作所(本社・東京都)の正社員の男性(57)が横浜市戸塚区に子が会社への転籍を強要されたとして、同社を相手取って転籍の強制禁止を求めた仮処分申し立ての和解協議が5日、横浜地裁であり、男性は来年から本社での業務に戻ることにしたとして、申し立てを取り下げた。男性の代理人弁護士が明らかにした。

日立製作所広報・IR部は取材に、「転籍の強制などはなかったと認識している」としている。

代理人によると、男性は7月ごろ、「転籍しなければ社内には仕事はない」などと子会社への転籍を事実上強制され、10月からは戸塚

した。男性らによると、男性は7月、関連会社への転籍に同意するよう要請された。拒否すると、奨励金を受け取っての自主退職か職先を自ら探すかどちらかを選ぶよう迫られ、転籍への同意を事実上強要された。

さらに、10月からは閉鎖された日立製作所戸塚工場で産業廃棄物処理の業務を指示された。男性はこうした同意の強制や見せしめ的な配置転換を違法として、本来の職場に戻すことなどを求めた。

男性は「巨大な会社が地位の弱い労働者を不安に陥

れ、意のままに合意を強制していく力任せのやり方は許せない」と指摘。男性を支援した電機・情報ユニオン神奈川支部の中村由紀子執行委員長は、大手電機メーカーによる同種の事案で1カ月当たり5件ほどの相談が寄せられているとした上で、「転籍は断れるということが示せ、波及効果は大きい」と意義を強調した。

同社広報・IR部は「転籍は強制していないし、業務の変更も人事上のローテーションの一環。会社として非があったわけではないと認識している」とした。

(報道部)

2016年12月7日「朝日」29面

「転籍強要」 本社復帰で決着
横浜地裁 日立と男性社員

日立製作所(本社・東京都)の正社員の男性(57)が横浜市戸塚区に子が会社への転籍を強要されたとして、同社を相手取って転籍の強制禁止を求めた仮処分申し立ての和解協議が5日、横浜地裁であり、男性は来年から本社での業務に戻ることにしたとして、申し立てを取り下げた。男性の代理人弁護士が明らかにした。

日立製作所広報・IR部は取材に、「転籍の強制などはなかったと認識している」としている。

代理人によると、男性は7月ごろ、「転籍しなければ社内には仕事はない」などと子会社への転籍を事実上強制され、10月からは戸塚

区の事業所で産業廃棄物処理を命じられたとして、労働者への命令権の乱用と主張していた。子会社に転籍した場合、賃金は約3割減額になるといふ。

男性は「巨大企業が地位の弱い労働者を力任せの手法で意のままにしていることに、風穴を開けた」と話した。

支援した電機・情報ユニオン神奈川支部の中村由紀子執行委員長は、ほかの企業も含めて類似の相談が毎月5件前後あるとし、「転

籍の強要は断れるという実績を築いた」と評価した。

(古田寛也)

相談

- ① 電機・情報ユニオン (誰でも一人で、はいれる組合) に Mail, 電話か Fax を!

E-mail denkiunion@gmail.com
TEL: 080-5060-7728 中村まで

- ② 「日立リストラかながわ対策会議」HP の「お問い合わせ・ご相談」窓口から!

http://hitachi-risutora-kanagawa.blogspot.jp/

- ③ 日本共産党 横浜市議員 岩崎ひろし「なんでも相談」の「ほっと戸塚」に電話か Fax を!

TEL:045-865-0074/Fax:045-865-0594

窓口

◆情報ユニオンに相談を!

日立は、黒字経営を続行しており、私達が退職を自ら選択する必要は全くなく、闘うことが日立のためでもあります。家族の顔を思い浮かべ、相談窓口にご相談ください。ともに闘いましょう。まずは、電機・情報ユニオンに相談してください。